

転居

久米島町内で引っ越しされた方へ

転居届 (住民異動届)

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・本人確認書類
- ・外国籍の方は追加で「在留カード」または「特別永住者証明書」

本人確認書類

※忘れずにお持ちください。

役場での手続きの際は本人確認をします。

本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
確認できるもの

マイナンバーカード
運転免許証
パスポート
障がい者手帳 等

確認に
2点
必要なもの

健康保険等資格確認書
介護保険証
学生証
顔写真付きの社員証 等

代理人が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認します。
- 2 手続きできるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
- 3 マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続き対象となる方のマイナンバーを

転居に関連する主な手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

住民

住民異動が必要な方	転居手続き	本人確認書類 外国籍の方は在留カード等	町民課 (1 F 緑①番)
マイナンバーカードをお持ちの方	カードの券面変更（住所変更）	マイナンバーカード	
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※追記欄に新住所を追記します	本人確認書類	
離島住民割引運賃カードをお持ちの方	沖縄県離島住民割引運賃カード再 交付申請	本人確認書類	
印鑑登録が必要な方	住所は自動的に変更になります		
住民票等の証明書発行が必要な方	住民票の写し等の交付申請	本人確認書類	

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

保険・年金

国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格確認書の住所変更	国民健康保険資格確認書	福祉課 (1 F 桃④番)
75歳以上の方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付		

社会福祉・高齢者福祉

介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証の住所変更	介護保険被保険者証	福祉課 (1 F 桃③番)
-----------------	----------------	-----------	------------------

障がい福祉

障がい手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 等	福祉課 (1 F 桃③番)
自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療)をお持ちの方	各種受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証	
特別障害者手当、経過的福祉手当を受給している方	各種手当の住所変更		

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	------------	--------------	-------------

こども

小学生・中学生の子どもがいて、通学区域が変わる人	転校手続き(転居通知書の交付)	転学通知書、転入通知書(町民課で交付) 在学証明書、教科用図書給与証明書(前の学校で交付)	各学校
児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立※同月中に同居になる場合は不要	子どもの健康保険情報がわかるもの ※公務員世帯の人は、勤務先へ申請してください	
保育園等に入所している子どもがいる方	※世帯構成が変更になる場合はご相談ください		
ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある人は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 母子・父子等医療費受給資格証の住所変更	※受付窓口でお尋ねください 母子・父子等医療費受給資格証	

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

その他

犬を飼っている方	登録事項の変更		環境保全課 (1F)
上下水道を使用するまたは使用をやめる方	使用開始（開栓）停止（閉栓）申込み ※町LINE公式アカウントから電子申請できます		上下水道課 (具志川出張所)

久米島町役場

〒901-3139

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

代表電話（総務課） 098-985-7121

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：土・日・祝、年末年始